

函館市補助金評価委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 市が交付する補助金について評価を行うため、函館市補助金評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 補助金の事業評価に関する事項
- (2) 補助金制度の評価に関する事項
- (3) その他、補助金の評価に関し市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経営分析等に精通する者
- (3) 企業経営に参画する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(組織)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職

務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、委員会の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。